

諮問第5号

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員の候補者として推薦しようとする者

住所 [REDACTED]
氏名 足立有里
生年月日 [REDACTED]
学歴 [REDACTED]
職歴 昭和55年 4月 宗教法人満福寺住職(代表役員)
平成 8年 2月 宗教法人満福寺責任役員
現在に至る。
平成22年 4月 西谷連合婦人会会計
平成25年 8月 真言宗大本山大覚寺嵯峨尼僧学院カウンセラー

人権擁護委員法(抜粋)

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域(北海道にあつては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。)内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4~8 略

※個人情報保護のため、一部マスキングをしています。

諮問第6号

人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員の候補者として推薦しようとする者

住 所

氏 名

柴 崎 崇

生年月日

学 歴

職 歴

平成13年10月 大阪弁護士会登録
玉越法律事務所入所
大阪弁護士会消費者保護委員会委員
平成21年 9月 兵庫県弁護士会登録
宝塚法律事務所開設
現在に至る。
兵庫県弁護士会消費者保護委員会委員
現在に至る。
平成25年 4月 一般財団法人宝塚市保健福祉サービス公社監事
現在に至る。
平成26年 1月 人権擁護委員
現在に至る。
平成28年 1月 一般社団法人宝塚青年会議所理事長
現在に至る。

※個人情報保護のため、一部マスキングをしています。